平成２９年（フ）第８号
鹿児島県霧島市国分下井717番地２　グランツブルーメM101
破産者　首藤　寿美（旧姓植村）
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
鹿児島県霧島市溝辺町有川217番地１　スカイパレスＢ棟101号室
破産者　植村　賢一
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
長野県中野市中央３丁目１番33号
破産者　東　　治仁
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１９５号
札幌市厚別区厚別南１丁目12番１―306号
破産者　泉　　庸雄
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４４号
仙台市若林区上飯田３丁目37番32号　ファミーユ上飯田Ⅱ番館102
破産者　小幡　寿尚
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７２号
茨城県日立市東金沢町２丁目11番14―502号
破産者　秋田　泰子
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第３９２号
埼玉県久喜市吉羽１丁目20番地14
破産者　亀井　　淳
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１９８０号
大阪府八尾市太田新町７丁目275番地　大光マンション２―208号
破産者　Ｋ．Ｋこと　片山　勝好
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５９８号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目15番４号ロイヤルヴィラ東大阪301号、開始決定時大阪府東大阪市北石切町13番５号
破産者　金田　秀成
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４６号
大阪市阿倍野区播磨町３丁目１番３号エスカーサ大阪阿倍野パークビュー1001号
破産者　西谷　幸二
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６２号
大阪市平野区加美北８丁目14番１―605号
破産者　斎藤エクステリア企画こと　斎藤　則幸
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６３号
大阪府東大阪市長田３丁目８番16―705号
破産者　富川　正英
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６４号
大阪府吹田市古江台３丁目22番９―102号
破産者　藤川　浩司
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３７９号
大阪市淀川区宮原２丁目12番33号　第２シャトー中尾　702号、前住所大阪市西淀川区佃１丁目１番74―201号
破産者　西岡　　透
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２０８号
大阪市淀川区三国本町２丁目７番18号　グレイスフル第２三国本町401号
破産者　由村　大介
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２１０号
大阪府八尾市大字大窪946番地の６　オレンジハウス八尾弐番館302号
破産者　安岡　高志
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２９６号
大阪府門真市月出町１番15―201号
破産者　山下　　潤
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５４４号
大阪府豊中市本町３丁目１番41―302号
破産者　野上　英夫
1　決定年月日　平成29年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部